

宮城県公報

令和8年1月27日(火)
号外第2号

目次

選挙管理委員会

- 衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者（選挙管理委員会事務局）
- 衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時（同）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者（同）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第194条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額（同）
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数（2件）（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第1区の選挙長の事務を行う場所（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第1区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第2区の選挙長の事務を行う場所（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第2区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第3区の選挙長の事務を行う場所（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第3区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第4区の選挙長の事務を行う場所（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第4区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第5区の選挙長の事務を行う場所（同）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第5区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所（同）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所（同）

宮選管告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、宮城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

1 衆議院小選挙区選出議員選挙

(1) 宮城県第1区

ア 選挙長 宮城郡利府町 櫻井正人
イ 同職務代理者 仙台市青葉区 島田悠介

(2) 宮城県第2区

ア 選挙長 宮城郡利府町 櫻井正人
イ 同職務代理者 仙台市青葉区 島田悠介

(3) 宮城県第3区

ア 選挙長 仙台市泉区 戸井秀一
イ 同職務代理者 仙台市青葉区 川端史世

(4) 宮城県第4区

ア 選挙長 仙台市泉区 戸井秀一
イ 同職務代理者 仙台市青葉区 川端史世

(5) 宮城県第5区

ア 選挙長 宮城郡利府町 亀田美砂
イ 同職務代理者 仙台市宮城野区 高橋勝

2 衆議院比例代表選出議員選挙

(1) 選挙分会長 仙台市青葉区 植木俊哉
(2) 同職務代理者 仙台市泉区 柴淳子

宮選管告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和8年1月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

1 衆議院小選挙区選出議員選挙会

- (1) 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁
- (2) 日時 令和8年2月11日 午前10時

2 衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

- (1) 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁
- (2) 日時 令和8年2月11日 午前10時

宮選管告示第6号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第15条で準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条の規定により、令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

1 宮城県審査分会長 仙台市青葉区 植木 俊哉
2 同職務代理者 仙台市泉区 柴 淳子

宮選管告示第7号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条で準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和8年1月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

2 日時 令和8年2月11日 午前10時

宮選管告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和8年1月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

宮城県第1区	候補者1人につき	金25,824,600円
宮城県第2区	候補者1人につき	金25,899,200円
宮城県第3区	候補者1人につき	金23,234,700円
宮城県第4区	候補者1人につき	金24,787,000円
宮城県第5区	候補者1人につき	金24,065,900円

宮選管告示第9号

令和8年1月26日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の50分の1並びに第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年1月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による50分の1の数

37,749

2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

335,927

3 地方自治法第80条第1項の規定による3分の1の数

青葉選挙区	83,339	岩沼選挙区	11,955
宮城野選挙区	52,984	登米選挙区	20,477
若林選挙区	39,155	栗原選挙区	17,391
太白選挙区	66,096	東松島選挙区	10,705
泉選挙区	58,954	大崎選挙区	34,517
石巻・牡鹿選挙区	39,362	富谷・黒川選挙区	25,640
塩釜選挙区	14,719	柴田選挙区	22,117
気仙沼・本吉選挙区	19,552	亘理選挙区	12,634
白石・刈田選挙区	12,275	宮城選挙区	13,709
名取選挙区	21,967	加美選挙区	7,723
角田・伊具選挙区	10,936	遠田選挙区	10,696
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,244		

宮選管告示第 10 号

令和 8 年 1 月 26 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 1 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

335,927

衆選1告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第1区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第1区選挙長 櫻井正人

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

衆選1告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第1区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第1区選挙長 櫻井正人

1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

2 日時 令和8年2月5日 午後5時

衆選2告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第2区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第2区選挙長 櫻井正人

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

衆選2告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第2区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第2区選挙長 櫻井正人

1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

2 日時 令和8年2月5日 午後5時

衆選3告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第3区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第3区選挙長 戸 井 秀 一

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

衆選3告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第3区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第3区選挙長 戸 井 秀 一

1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

2 日時 令和8年2月5日 午後5時

衆選4告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第4区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第4区選挙長 戸 井 秀 一

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

衆選4告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第4区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第4区選挙長 戸 井 秀 一

1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

2 日時 令和8年2月5日 午後5時

衆選5告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第5区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第5区選挙長 亀 田 美 砂

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

衆選5告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第5区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第5区選挙長 亀 美 砂

1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

2 日時 令和8年2月5日 午後5時

衆比選告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会長 植木俊哉

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

衆比選告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会長 植木俊哉

1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

2 日時 令和8年2月5日 午後5時

国審官告示第1号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮城県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

最高裁判所裁判官国民審査宮城県審査分会長 植木俊哉

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁